

手配旅行条件書

●必ずお読みください。

1 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2 手配旅行契約

- (1) 本旅行は、有限会社タガミ Hawaiian Sky/BALI'S SKY(東京都千代田区神田神保町3-25-3 メゾン千代田 805、東京都知事登録旅行業第3-7633号。以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう、手配することを引き受けた契約をいいます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます)の他、所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます)を申し受けます。
- (4) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。
- (5) 当社が善良な業者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の権利の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合で、当社がその義務を果たしたときには、所定の取扱料金をお支払いいただきます。

3 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書に必要事項を記入の上、当社が別途定める申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金、取消料その他、お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領した時に成立します。
- (3) 上記(2)にかかわらず、次の場合は申込金を受けることなく契約が成立します。
- ① 申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。
(書面をお渡しした時点、郵送の場合は発送した時点、ファクシミリ及び電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります)
 - ② 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(eチケット、ホテルクーポン等を含む)をお渡しする場合、当社が口頭によりお申込みを承諾した時点で契約は成立となります。

4 申込条件

- (1) 申込時点で18才未満の方は、親権者などの同意書が必要です。
- (2) 旅行開始時点で15才未満の方は、保護者の同行が必要です。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、心身に障がいのある方、アレルギーがある方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行の申込時にお申し出ください。また、旅行契約成立後にこれらの方の状態になられた方も直ちにお申出ください。手配先(運送・宿泊機関等)の指示、要望により、状態・措置の具体的な内容及び医師の健康診断書等を提出していく場合もあります。なお、手配先機関によりお申込みをお受けできない場合もありますので、予めご了承ください。
- (4) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (5) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して強迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (6) お客様が、風流を漏布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (7) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

5 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために運賃・宿泊料などの運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金をいいます。
- (2) 旅行代金は旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いください。
- (3) お支払いの期日は航空券の種類・ピーク時期・混雑状況により早まる場合もございますので予めご了承ください。

6 空港諸税・航空保険料・燃油サーチャージ等のお支払い

- (1) 航空券発券時に徵収となります空港諸税、空港施設使用料、航空保険料。
- 燃油サーチャージは旅行代金には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。
- (2) 日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加収、返金は致しません。ただし、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には追加収、返金もさせていただきます。
- (3) 諸税、燃油サーチャージ等の新設、値上げを理由とした旅行契約の解除は、所定の取消料・取消手続き料を申し受けます。

7 旅行代金の変更

- (1) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することができます。
- (2) 当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、速やかに旅行代金の精算をさせていただきます。

8 契約内容の変更

- (1) お客様から、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約内容の変更のお申出があった場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他の手配変更に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (3) 上記変更に要する費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更料をお支払いいただきます。

9 契約の解除

(1) お客様による任意解除

お客様は、下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出をお受けできるのは、お客様がお申し込みをされた当社の営業時間内に限らせていただきます。

①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用

②お客様がいままで提供を受けない旅行サービスに係る取消料・違約料として、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用

③当社所定の取消料金

(2) お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとときは旅行契約を解除する場合があります。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用

②お客様がいままで提供を受けない旅行サービスに係る取消料・違約料として当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用

③当社所定の取消料金・取消料

(3) 当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金かお客様が既に、その提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を差し引いてお客様に払い戻します。

14 個人情報保護方針

旅行申込書に記入頂く個人情報は、当社の個人情報保護の基本方針に基づき、以下に掲げる個人情報保護規定および法令に従い、適切な管理、利用、保護に万全を尽くします。

(1) 当社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申込みになられた旅行サービスを手配するために必要な範囲で運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関に対し、お客様の氏名、旅券番号および現地連絡先を、予め電子的方法等によって送付し提供します。また、お客様により良い旅行商品やサービスを提供するために、新しい旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内お客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。

(2) 当社は個人情報の取扱業務の全部または一部を個人情報保護体制について一定の水準を満たしていると認める委託先に委託する場合があります。

(3) お客様からご提供または上記第三者への提供に同意頂けない個人情報がり、その情報がお申込みになられる旅行サービスの手配に必要不可欠なものである場合、お申込みを受けられない場合があります。

15 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2024年8月を基準としています。また旅行代金は、2024年8月以降に発出する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としております。

保険のご加入について

ご旅行中の病気等の治療費の負担額、盗難や傷害等の事故に対する補償、事故の際の加害者の損害賠償請求等、日本と海外とでは、システムが異なります。当社は全てのお客様に安心してご旅行をしていただくために、海外旅行保険へのご加入を強くおすすめ致します。ご加入方法やプランなど詳しい保険内容は、当社担当者へお問い合わせ下さい。

10 団体・グループ契約

(1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。

(2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

(3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。

(4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(5) 当社は、契約責任者の団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が構成する構成者と契約責任者とみなします。

(6) 当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

11 当社の責任と免責事項

(1) 当社の責任の範囲は第2項「手配旅行契約」(2)に記載した手配行為に限定されます。

(2) 当社は旅行契約の履行に当たって当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

(3) 手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行においては14日前に、海外旅行においては21日前に当社に対して通知があつた場合に限り、旅行者お一人様当たり15万円を限度として賠償いたします。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)

(4) 免責事項

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものではありません。(以下に例示。)

①天災地変、戦乱、暴動、航空機の運送・ストライキ等により出発便が取り消され、又は旅行日程が変更された場合

②航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により予約を取消され、又は搭乗を拒否された場合

③お客様が運送機関の定める期日までに予約の再確認(リコンファーム)及び出発時間の確認を怠ったため予約を取消され、又は航空券が無効になった場合

④お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅延で搭乗手続きができなかった場合

⑤お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭った場合

⑥旅券(パスポート)の残存有効期限の不足及び査証(ビザ)の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合

⑦パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違う場合を拒否された場合

⑧お客様のご都合または、乗り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

12 お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は当社との旅行契約を締結に際して、当社から提供された情報を利用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービスの提供者に申し出なければなりません。

(4) 渡航先によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。出発前までに外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp>)にて必ずご確認下さい。

(5) 渡航先の衛生状況については厚生労働省検疫所FORTHホームページ(<http://www.forth.go.jp>)にて必ずご確認下さい。

13 お客様が出発までに実施する事項

- (1) ご旅行に要する旅券(パスポート)および残存期限、査証(ビザ)、再入国許可、予防接種証明書、その他各種証明書の取得及び出入口手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社が所定の料金を受け、別途契約として渡航手続の一部の代行を行います。ただし、お客様ご自身に起因する事由又はこれらの発行機関たる官公庁、大使館、その他出先機関の事情により、旅券・査証等の取得ができなかつた場合、当社はその責任を負いません。なお、当社以外の業者に渡航手続を依頼された場合は、渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該業者となります。
- (2) 渡航先によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。出発前までに外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp>)にて必ずご確認下さい。
- (3) 渡航先の衛生状況については厚生労働省検疫所FORTHホームページ(<http://www.forth.go.jp>)にて必ずご確認下さい。

BALI'S SKY